

～オーダーメイドの企業型「確定拠出年金制度」～

「SBI のぞみプラン」

～オーダーメイドの企業型「確定拠出年金制度」～

「SBI のぞみプラン」



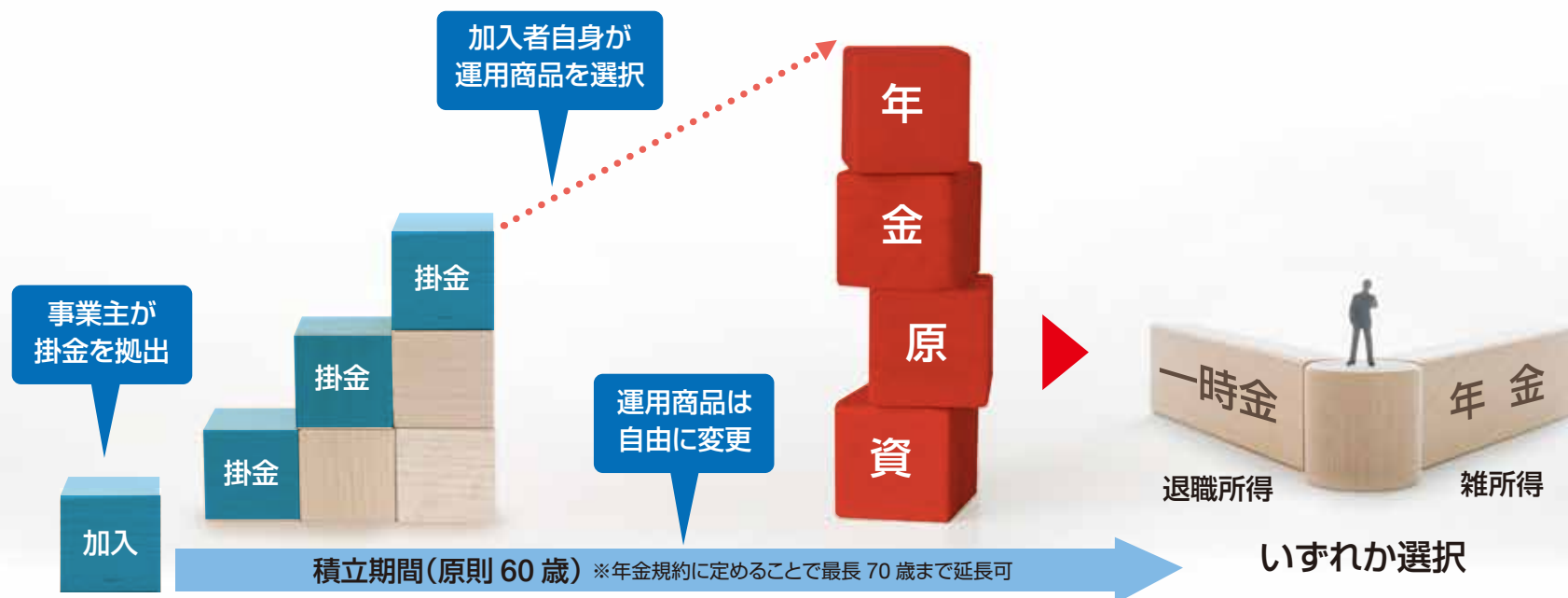
Contents

- 1 企業型確定拠出年金制度とは
- 2 税制優遇措置について
- 3 制度設計について
- 4 制度設計モデル
- 5 掛金設定について
- 6 退職年金の給付シミュレーション
- 7 導入効果のシミュレーション
- 8 SBIのぞみプランの特長
- 9 SBIのぞみプランの仕組み
- 10 運用商品ラインナップ
- 11 制度の運営費について
- 12 投資教育関連コンテンツ
- 13 就業規則等の厚生局承認について
- 14 必要書類のご案内
- 15 制度導入までのスケジュール例
- 16 SBIのぞみプランの概要
- 17 よくあるご質問(Q&A)

1 企業型確定拠出年金制度とは

企業型確定拠出年金制度とは、企業が掛金を負担し、加入者自ら運用商品を選択、運用する企業年金制度です。

- Point 1 事業主が厚生局に申請し、承認を得て確定拠出年金制度を導入します。
- Point 2 事業主は、掛金を加入者の確定拠出年金口座に拠出します。
- Point 3 加入者は自ら運用商品を選択し、年金資産を運用します。
- Point 4 原則 60 歳で受給権を取得し、一時金もしくは年金で受け取ります。



確定拠出年金制度には、3つの「税制優遇」があります。

① 積立



掛金が
非課税

掛金は**全額非課税**で積み立てが可能です。
事業主が負担する掛金は**退職給付費用の項目**で損金として計上できます。

事業主掛金は **社会保険料の算定基礎となる賃金には含まれません。**

② 運用



運用益が
非課税

運用益は非課税です。
年金資産を効率良く積み立てできます。

一般の証券口座

20.315%*が税金

一般口座の場合、通常
約 20% 課税されますが
確定拠出年金の場合
課税されません。

確定拠出
年金口座

運用益を
100%
再投資可能

③ 受取



各種控除で
税軽減

一時金受取：退職所得控除を活用できます

例) 積立期間 30 年(その他の退職金支給なし)の場合

最大、1,500 万円まで非課税

年金受取：公的年金等控除を活用できます

例) 65 歳時の受け取り(その他の年金収入なし)の場合

年間最大、110 万円まで非課税
(公的年金と合算します)

* 当税率は、20% の譲渡益への課税に加え、復興特別所得税 2.1% を加えたものです。

※ 詳細な計算方法は、専門家または税務署等にお問い合わせください。

3 制度設計について

◆掛金の設計は以下の 3 種類となります。

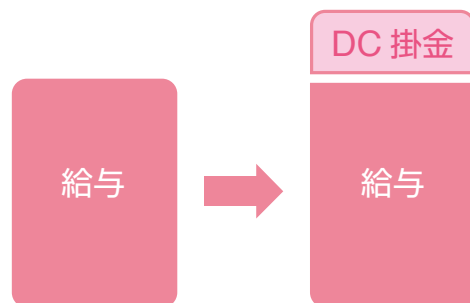
設計①：給与とは別に事業主が掛金(事業主掛金)を拠出

設計②：事業主掛金にマッチング拠出を付加する

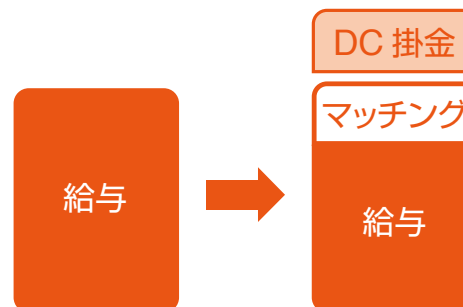
設計③：給与の一部を減額し、掛金原資を捻出する

設 計 例

【①給与とは別に事業主が掛金を拠出】



【②マッチング拠出を付加】



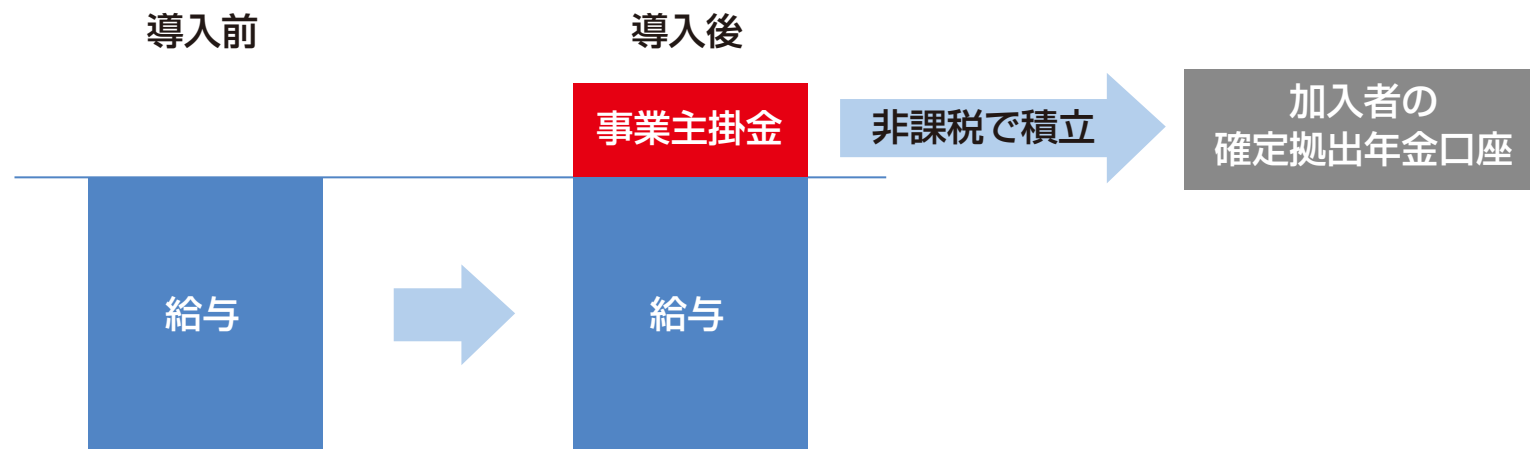
【③給与一部減額による掛金原資の捻出】



4-1 制度設計モデル

設計① 給与とは別に事業主が掛金を拠出します

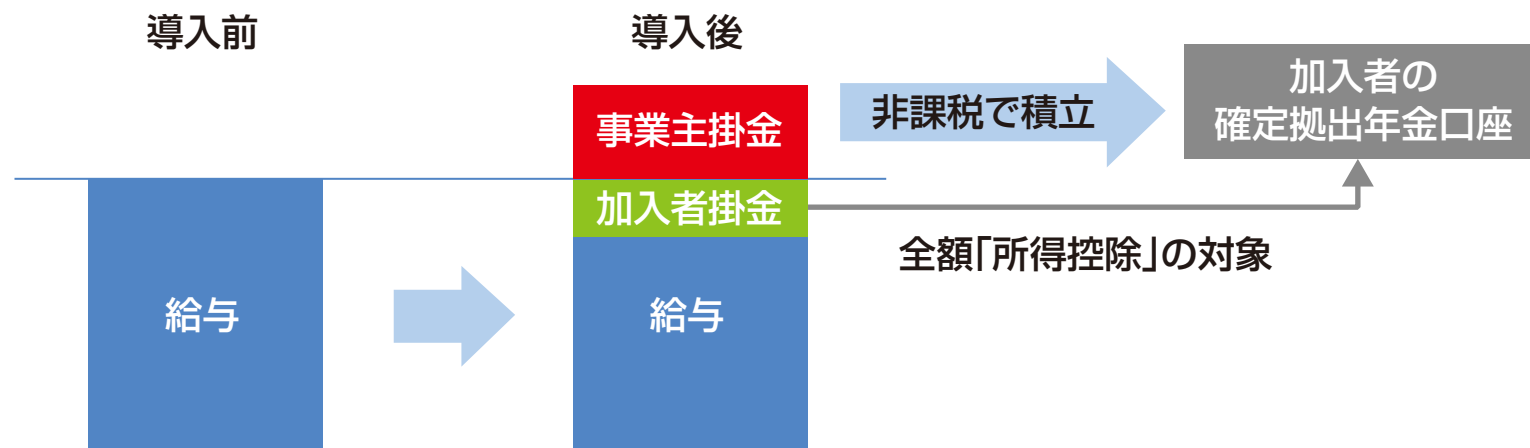
- 1 事業主が「事業主掛金」を負担し、加入者の「確定拠出年金口座」に拠出します。
- 2 「事業主掛金」は非課税で積み立てられ、**社会保険料の算定基礎となる賃金には含まれません。**



4-2 制度設計モデル

設計② 事業主掛金にマッチング拠出を付加します

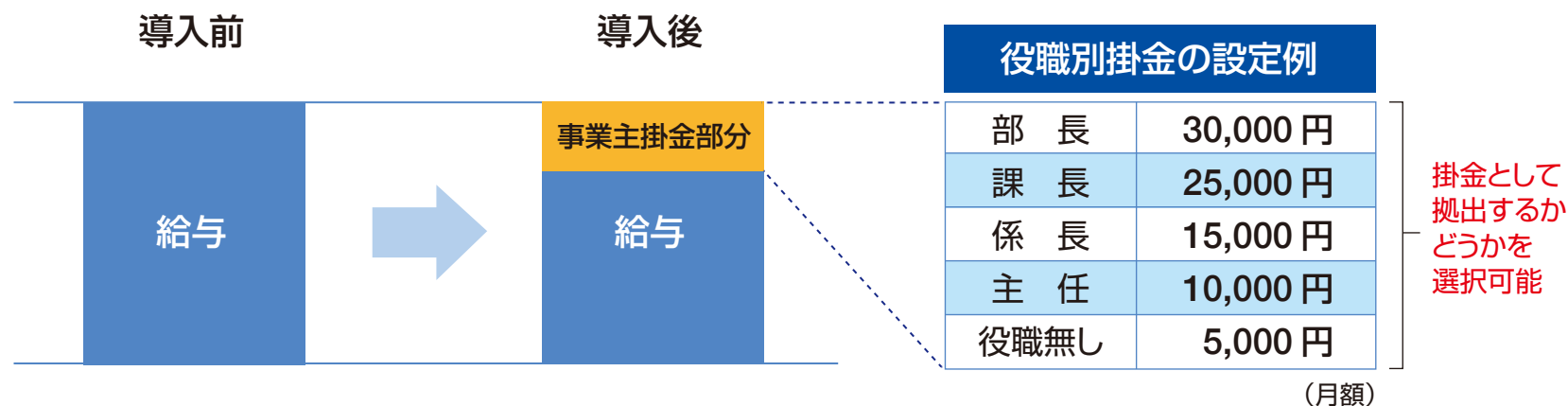
- 1 加入者は事業主が拠出する「事業主掛金」の範囲内で、自身の給与から「加入者掛金(マッチング拠出)」の積み立てが可能です。
- 2 加入者は「事業主掛金」と「加入者掛金」の合算額を法令上の限度額「55,000 円」以内にする必要があります。
- 3 「加入者掛金」は全額「所得控除」の対象となります。



4-3 制度設計モデル

設計③ 給与の一部を減額し、掛金原資を捻出します

- 1 事業主が給与の一部を減額[※]し、その減額分を「事業主掛金」の原資とします。 [※]不利益変更とならないよう、掛金拠出しない場合の支給金額は変わりません。
- 2 対象者(従業員)は、「事業主掛金」として拠出するのか、前払金(給与)として受け取るのかを選択します。
- 3 「事業主掛金」として拠出した場合、非課税で積み立てられ、かつ社会保険料の算定の賃金に含まれません[※]。



[※]標準報酬等級のダウンにより将来支給される老齢厚生年金の額が減少する可能性があります(老齢基礎年金には影響ありません)。

5-1 加入者(従業員)の掛金設定について

◆掛金の設定方法は以下の3つのモデルから選択します

- ①基準給与の一定率を設定し、掛金額を算定する方法
- ②役職別※の定額を掛金とする方法
- ③役職を問わず、一律 定額を掛金とする方法

①基準給与の一定率を設定		
給与例 (月額)	基準給与の一定率	
	3% の場合	5% の場合
20 万円	6,000 円	10,000 円
30 万円	9,000 円	15,000 円
40 万円	12,000 円	20,000 円
50 万円	15,000 円	25,000 円
60 万円	18,000 円	30,000 円

②役職別※定額を設定	
役 職	役職別定額
なし	5,000 円
主任	10,000 円
係長	15,000 円
課長	25,000 円
部長	30,000 円

③一律定額を設定	
役 職	一律定額
なし	5,000 円
主任	
係長	
課長	
部長	

(ご参考)

従業員数 (常用労働者)	退職給付費用の割合 (対月平均現金給与)
30 人～ 99 人	2.64%
100 人～ 299 人	3.73%
300 人～ 999 人	5.08%
1,000 人以上	6.28%
調査全体	4.76%

令和 3 年就労条件総合調査
(厚生労働省)より

※役職別のほかに等級・グレード別、勤続年数別の設定も可能です。

5-2 役員の掛金設定について

◆役員の掛金の設定方法を以下の3つのモデルから選択します

- ①役員報酬の一定率を設定し、掛金額を算定※する方法
- ②役員職位別の定額を掛金とする方法
- ③役員職位を問わず、一律定額を掛金とする方法

①役員報酬の一定率を設定			②役員の仕事別に一定額		③一律定額を設定	
役員職位 報酬月額	役員報酬の一定率		役員職位	職位別定額	役員職位	一律定額
	3% の場合	5% の場合				
代表取締役 150 万円	45,000 円	55,000 円	代表取締役	55,000 円	代表取締役	55,000 円
専務取締役 120 万円	36,000 円	55,000 円	専務取締役	50,000 円	専務取締役	
常務取締役 100 万円	30,000 円	50,000 円	常務取締役	45,000 円	常務取締役	
取締役 80 万円	24,000 円	40,000 円	取締役	40,000 円	取締役	

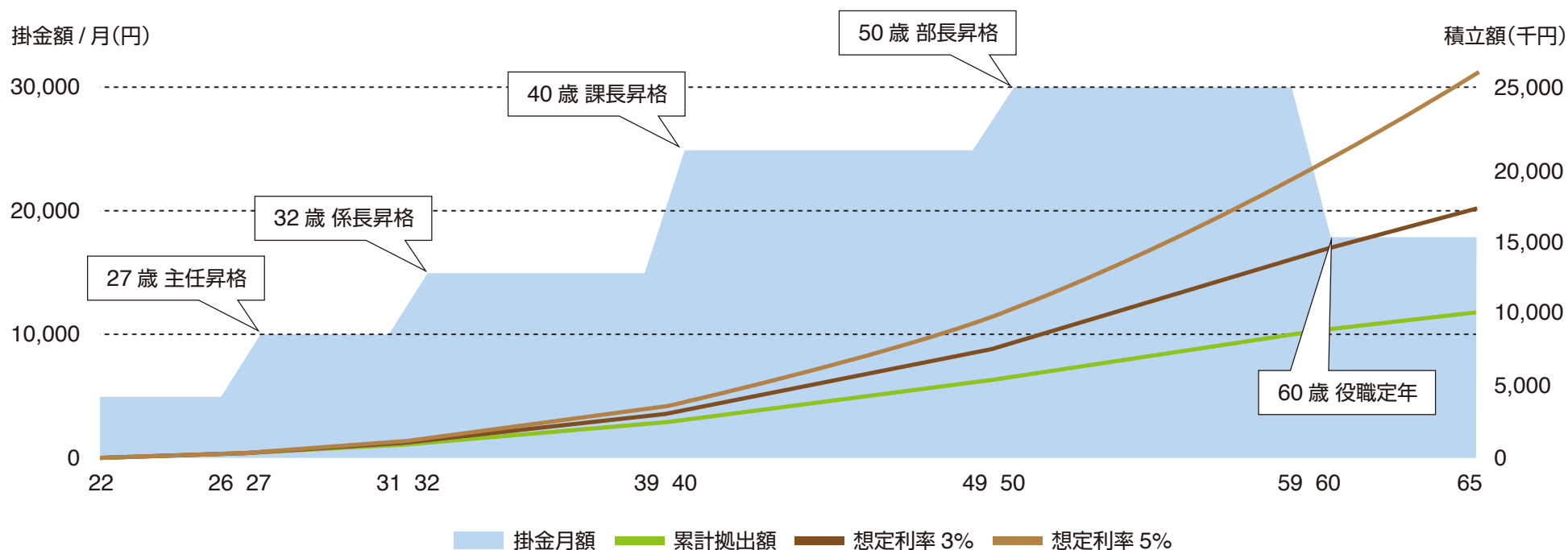
(注)役員は従業員の規程とは別に役員の規程を定める事により掛金の拠出が可能となります。
なお掛金の定率、定額の設定方法は従業員と同一とする事が求められます。

※法令上の掛金拠出限度額は「55,000 円」のため、これを超過する場合は「55,000 円」が上限額になります。

6 退職年金の給付シミュレーション

■22 歳から 65 歳までの退職年金モデル

役 職	役 職 在任年齢	勤続年数	掛金月額	在職期間末 累計拠出額	在職期間末残高 想定利率 3%	在職期間末残高 想定利率 5%
な し	22～26 歳	5 年	5,000 円	300,000 円	322,905 円	339,069 円
主 任	27～31 歳	10 年	10,000 円	900,000 円	1,020,145 円	1,110,884 円
係 長	32～39 歳	18 年	15,000 円	2,340,000 円	2,914,800 円	3,399,165 円
課 長	40～49 歳	28 年	25,000 円	5,340,000 円	7,403,448 円	9,395,961 円
部 長	50～59 歳	38 年	30,000 円	8,940,000 円	14,133,055 円	19,935,925 円
嘱 託	60～65 歳	43 年	18,000 円	10,020,000 円	17,546,542 円	26,664,500 円



7 導入効果のシミュレーション

掛金を積み立てることによる「税・社会保険料の効果」

加入者(従業員・役員)は事業主掛金を税金、社会保険料の負担なく積み立てることが可能です。

■月額 1 万円を昇給して受け取る場合と掛金拠出する場合の比較 (年齢 30 歳 給与 24 万円 勤務先: 東京都)

	税金(所得税・住民税)	社会保険料 ^{*1}	合 計
給与で受け取る (昇給後 25 万円)	168,100 円	459,168 円	627,268 円
掛金で拠出する (24 万円のまま)	160,700 円	424,512 円	585,212 円
掛金拠出の効果	▲7,400 円	▲34,656 円	▲42,056 円

年間 12 万円の
掛金拠出で
約 **4.2 万円** の
抑制効果があります



■同じ老後資金の積み立てでも (年齢 30 歳 元来の税込の給与 24 万円)



確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に 1 万円の掛金を積み立てます。
一旦、給与として受け取ると、税金と社会保険料を支払った後、積み立てることとなります。

確定拠出年金で
積み立てする場合
課税後に
積み立てする場合

10,000 円

約 6,500 円

社会保険料

税金

約 3,500 円

^{*1} 厚生年金保険料(2017 年 10 月納付分より固定)、健康保険料(東京都 2024 年 4 月納付分)、雇用保険料(2024 年 4 月納付分)の合計です。

* 掛金拠出による税金の効果は、所得税と住民税の差額の 1 年分を合計した金額です。それぞれの課税時期が異なることから、実際の年間の差額とは異なります。

* 拠出された掛金に税金、社会保険料は掛かりません。そのため、給与受取の場合に比べると掛金額に応じた税金の軽減効果がありますが、社会保険料は給与として受け取る金額に応じて決定される「標準報酬月額」の変動により標準報酬月額等級が変わる場合に軽減効果が期待できます。

* 課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。

8 SBIのぞみプランの特長

1

小規模事業所での導入が可能です。

一般の金融機関ではお引き受けが難しかった中小企業、人数規模の小さな事業所も導入可能です。従業員数が10名未満であったり、役員のための事業所でも導入できます。

2

充実した運用商品ラインナップをご提供します。

インデックス型の運用商品は手数料の低い良質な運用商品を提供します。
もちろん、投資信託の購入時手数料(販売手数料)は無料(ノーロードファンド)です。

3

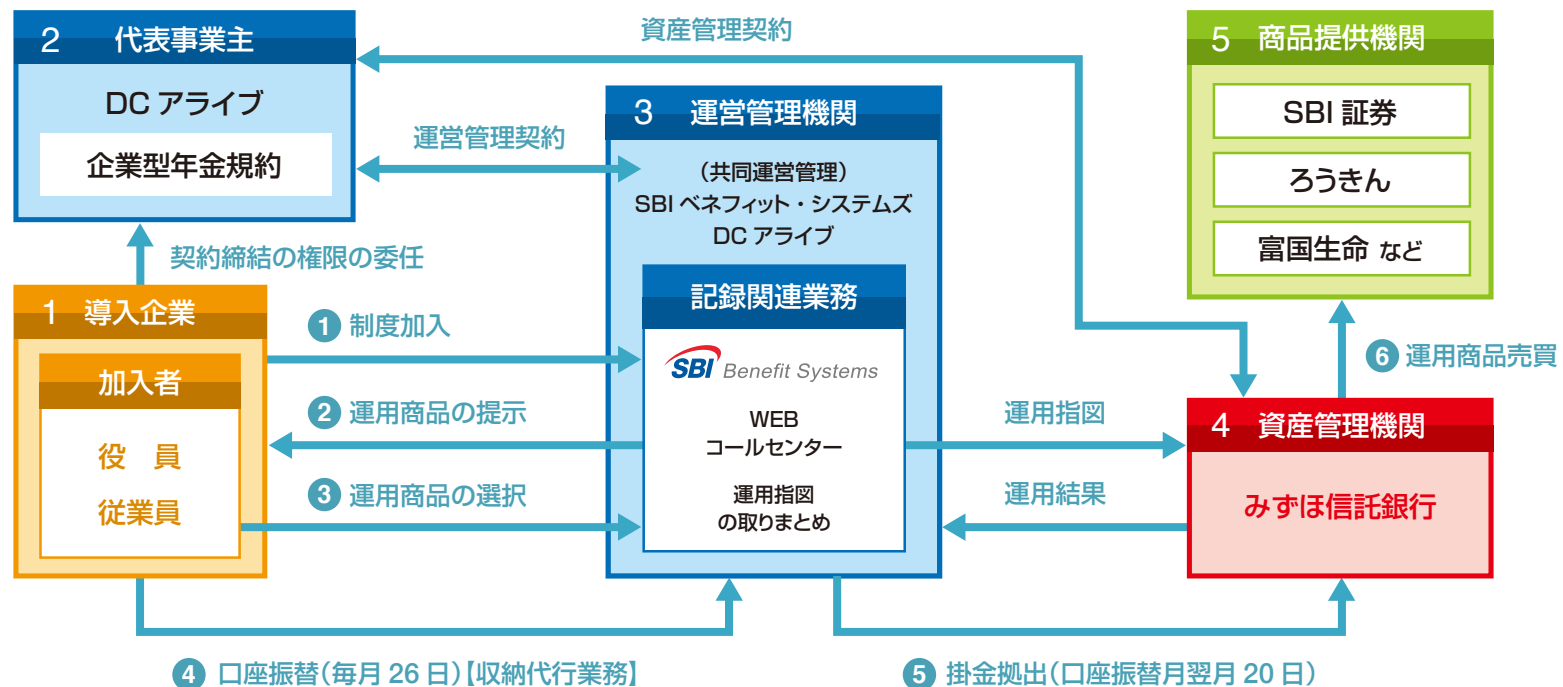
規約申請に関する支援、導入のコンサルティングをご提供します。

制度設計や掛金設計など、お客様のご要望に応じたコンサルティングをご提供します。



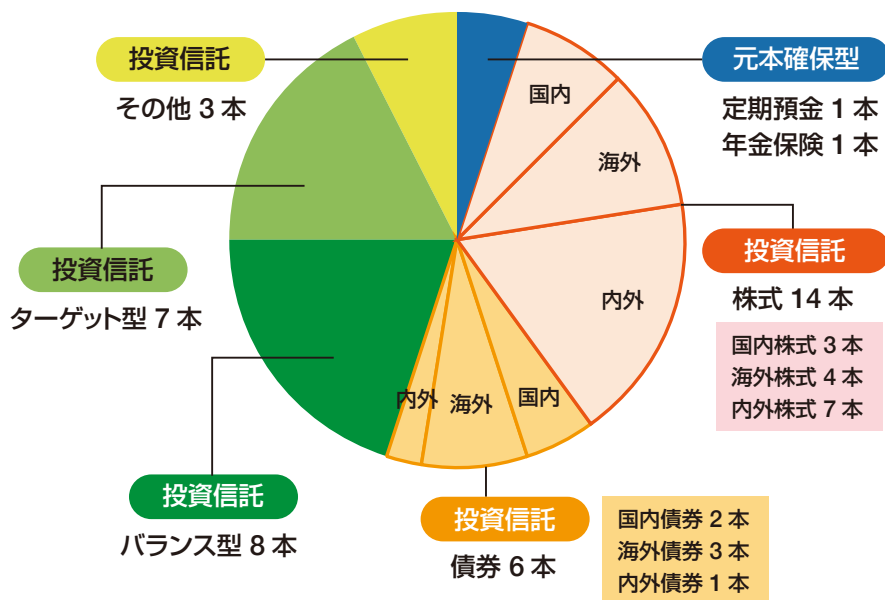
9 SBIのぞみプランの仕組み

1 導入企業	厚生年金の適用事業所単位で地方厚生局に設立の申請をし、確定拠出年金制度を実施します。
2 代表事業主	導入企業より契約締結の権限の委任を受け、代表企業として運営管理契約、資産管理契約の締結および傘下事業所を代表して厚生局へ申請を行います。
3 運営管理機関	代表事業主との運営管理契約に基づき、運用商品の選定、提示、情報提供、記録関連業務の提供を行います。 (傘下事業所の年金規程の作成および就業規則等必要書類の整備は行いません)
4 資産管理機関	代表事業主との資産管理契約に基づき、年金資産の信託業務を行います。
5 商品提供機関	運営管理機関が選定した運用商品を提供します。



10 運用商品ラインナップ

商品構成(全 40 商品) 2024 年 12 月現在



信託報酬

ファンドを保有している期間にかかる運用管理費用です。信託財産から自動的に差し引かれています。

信託財産留保額

ご解約（またはご購入）の際に換金代金（または買付代金）から差し引かれるものです。運用の安定性を保つために信託財産に留保されます。



インデックス型運用(パッシブ)は業界最低水準の
信託報酬手数料を実現しました！
購入時手数料(販売手数料)も無料(ノーロード)となります。

元本変動型商品(パッシブ)

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
国内株式	三井住友・DC つみたてNISA日本株・インデックスファンド	三井住友 DS アセットマネジメント	0.176%	-
	ニッセイ日経平均インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.143%	-
海外株式	ニッセイ外国株式インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.09889%	-
	EXE-i 新興国株式ファンド	SBI アセットマネジメント	0.1761%程度	-
	SBI・V・S&P500 インデックス・ファンド	SBIアセットマネジメント	0.0938%程度	-
	SBI・インベスコ QQQ・NASDAQ100 インデックス・ファンド	SBI アセットマネジメント	0.2388% 以下	-
内外株式	SBI・全世界株式インデックス・ファンド <雪だるま>(全世界株式)	SBI アセットマネジメント	0.1102%程度	-
	SBI・先進国株式インデックス・ファンド <雪だるま>(先進国株式)	SBI アセットマネジメント	0.0982% 程度以内	-
	eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	三菱UFJアセットマネジメント	0.05775% 以内	-
国内債券	三菱 UFJ 国内債券インデックスファンド(確定拠出年金)	三菱 UFJ 国際投信	0.132%	-
海外債券	野村外国債券インデックスファンド(DC)	野村アセットマネジメント	0.154%	-
	i Free 新興国債券インデックス	大和アセットマネジメント	0.242%	-
内外債券	SBI・i シェアーズ・全世界債券 インデックス・ファンド	SBI アセットマネジメント	0.1098%程度	-
バランス型	DC インデックスバランス(株式 20)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 40)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 60)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 80)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	eMAXIS Slim バランス(8 資産均等型)	三菱UFJアセットマネジメント	0.143% 以内	-
その他	DC ニッセイ J-REIT インデックスファンド A	ニッセイアセットマネジメント	0.187%	-
	三井住友・DC 外国リートインデックスファンド	三井住友 DS アセットマネジメント	0.297% 以内	-
	SBI・i シェアーズ・ゴールドファンド (為替ヘッジなし)	SBI アセットマネジメント	0.1838%程度	-

10 運用商品ラインナップ

元本変動型商品(アクティブ)

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
国内株式	フィデリティ日本成長株ファンド	フィデリティ投信	1.683%	-
内外株式	コモンズ・30・ファンド	コモンズ投信	1.078% 以内	-
	キャピタル世界株式ファンド (DC 年金つみたて専用)	キャピタル・インターナショナル	1.085% 程度	-
	ひふみ年金	レオス・キャピタルワークス	0.836%	-
	SBI 全世界高配当株式ファンド(年1回決算型)	SBI アセットマネジメント	0.055%	-
国内債券	DC ダイワ物価連動国債ファンド	大和アセットマネジメント	0.396%	-
海外債券	SBI-PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)	SBI アセットマネジメント	0.8294%	-
バランス型	セゾン・グローバルバランスファンド	セゾン投信	0.590% 程度	0.10%
	セゾン資産形成の達人ファンド	セゾン投信	1.550% 程度	0.10%
	DC 低リスク運用・先進国バランス ファンド(円キャッシュプラス)	日興アセットマネジメント	0.330%	-

元本変動型商品(ターゲット)

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
ターゲット型	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2030	フィデリティ投信	0.3700% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2035	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2040	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2045	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2050	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2055	フィデリティ投信	0.3900% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2060	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-

- ・最新の運用商品情報については、下記 URL のリンク先をご参照ください(情報の更新は、原則「月の第一週」に行います)。
https://www.benefit401k.com/universe/10_UniverseMirai.html
- ・商品一覧の「信託報酬」欄の数値は、信託報酬以外にファンドの管理に係る費用が発生するものについては当該費用を加味した料率を表示しています。
- ・運用商品は、2024 年 12 月時点の情報に基づいて表示しています。

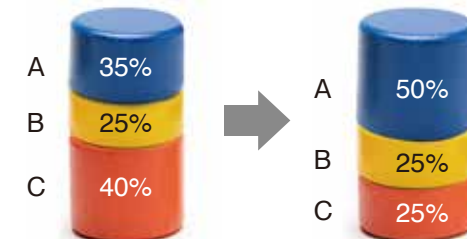
元本確保型商品

カテゴリー	運用商品名	運用会社名
定期預金	ろうきん定期(スーパー型)	労働金庫連合会
年金保険	フコク DC 積立年金(5 年)	富国生命

運用商品は自由に変更可能です。

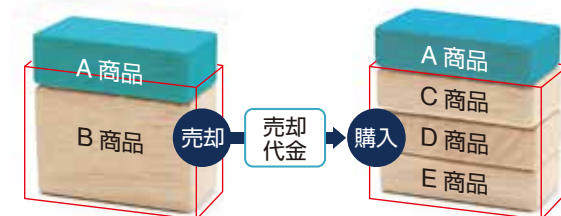
配分割合 の変更

毎月の拠出金で買い付ける運用商品の比率を変更します。
下記の例では商品Aの割合を増やし、商品Cの割合を減らしています。



運用商品 の変更 (スイッチング)

現在保有している運用商品を売却・解約して、他の運用商品に
買い換えることをいいます。



11-1 制度の運営費について

運営管理手数料等制度運営に係る費用は毎月 26 日に指定口座より振替します（表示金額は全て税込）

初期費用	■運営管理手数料															
	企業型導入費用	110,000 円（1 事業所あたり）	制度導入時の地方厚生局への申請代行費用、システムへの登録費用等を含みます。													
	口座開設手数料	3,300 円（加入者 1 名あたり）	掛金を拠出する方のみ課金されます。 また投資教育用の加入者向け学習教材が配布されます。													
	■その他費用															
	資産管理契約 取扱手数料	33,000 円（1 事業主あたり）	資産管理契約を締結するにあたり取扱手数料が課金されます。 （厚生年金被保険者 50 名未満の場合）													
	代表事業主手数料	55,000 円（1 事業主あたり）	代表事業主による、運営管理契約、資産管理契約の締結および制度導入手続きに関する代行費用となります。													
経常費用 （月額）	申請書類整備費用 年金規程作成費用	55,000 円（1 事業所あたりの標準料金）	弊社が提携する社会保険労務士（提携社労士）にご依頼ください。 （作成費用については、提携社労士と個別にご相談ください）													
	■運営管理手数料・事務取次手数料															
	事業主手数料	16,500 円（1 事業所あたり）	<金額内訳> 事業主手数料：運営管理手数料 11,000 円／事務取次手数料 5,500 円 加入者手数料：運営管理手数料 440 円／事務取次手数料 110 円 ・事務取次サービスにつきましては、弊社が提携するサービス提供会社より提供します。 事務取次サービスを利用しない場合、管理者 ID の発行費用として月額の運営管理手数料（事業主手数料）を 22,000 円とさせていただきます。 ・運営管理手数料には、投資教育、継続教育のコンテンツ提供が付帯されます。													
	加入者手数料	550 円（加入者 1 名あたり）														
■資産管理手数料※																
事業所全体の年金資産の月末平均残高に応じて、資産管理機関の定める手数料が掛かります。 （プラン全体の資産が 5 億円以下の場合は 0.110%。資産残高の増加で逓減します。料率は右記の資産残高区分ごとの数値をご覧ください。） 当手数料に加え当プランに参加する企業の脱退、倒産等に備えて、1 年分の資産管理手数料相当額を「資産管理手数料預託金」（無利息）としてお預りします。脱退時に精算し、余剰があれば返金します。																
		<table><tr><th>資産残高区分</th><th>料率（年率）</th></tr><tr><td>5 億円以下の部分</td><td>0.110%</td></tr><tr><td>5 億円超 10 億円以下の部分</td><td>0.099%</td></tr><tr><td>10 億円超 20 億円以下の部分</td><td>0.088%</td></tr><tr><td>20 億円超 50 億円以下の部分</td><td>0.077%</td></tr><tr><td>50 億円超 100 億円以下の部分</td><td>0.066%</td></tr><tr><td>100 億円超の部分</td><td>0.055%</td></tr></table>	資産残高区分	料率（年率）	5 億円以下の部分	0.110%	5 億円超 10 億円以下の部分	0.099%	10 億円超 20 億円以下の部分	0.088%	20 億円超 50 億円以下の部分	0.077%	50 億円超 100 億円以下の部分	0.066%	100 億円超の部分	0.055%
資産残高区分	料率（年率）															
5 億円以下の部分	0.110%															
5 億円超 10 億円以下の部分	0.099%															
10 億円超 20 億円以下の部分	0.088%															
20 億円超 50 億円以下の部分	0.077%															
50 億円超 100 億円以下の部分	0.066%															
100 億円超の部分	0.055%															

※ SBI ベネフィット・システムズが前月末残高を基に算出した月割りの金額を収納代行し、資産管理機関（みずほ信託銀行）に送金します。

・制度運営に係る費用は全て会社負担となります。

・上記手数料を口座振替するための費用（収納代行手数料）が 1 事業所あたり月額 330 円発生します。

11-2 制度の運営費について

運営管理手数料等制度運営に係る費用は毎月 26 日に指定口座より振替します（表示金額は全て税込）

その他費用	移換手数料	4,400 円（1 名 1 回あたり）	加入者が退職した際、他制度への資産移換や脱退一時金に係る費用としてご負担いただきます。
	還付手数料	1,100 円（1 名あたり）	還付手数料：退職等の届け出が遅れたために掛金が拠出され運用商品を購入してしまった時に会社に返金する組戻し手数料です。
	拠出停止作業費	5,500 円～（1 回あたり）	拠出停止作業費：掛金の拠出を停止する際に必要となる作業のための費用です。 ・還付手数料および拠出停止作業費は SBI ベネフィット・システムズにお支払いいただきます。 ・拠出停止費用は作業の実費に応じて、手続き 1 回あたり 5,500 円よりご負担いただきます。
	変更申請等代行費用 制度保全事務費	5,500 円～ 55,000 円 （変更手続き 1 回あたり）	制度導入後の規約等の変更（脱退や加入者範囲変更等）に係る厚生局への変更申請代行費用もしくは関連諸規程の変更における制度保全事務費につき、その変更内容に応じて手続き 1 回あたり左記費用をご負担いただきます。

【参考】1 年間に負担いただく運営管理手数料の目安について
（基礎数値）加入者数 10 名／月の平均掛金額 10,000 円

費 用		内 訳	
初期費用	286,000 円	①企業型導入費用 ②口座開設手数料 ③資産管理契約取扱手数料 ④代表事業主手数料 ⑤申請書類整備費用・年金規程作成費用	110,000 円 33,000 円 3,300 円×10 名 33,000 円 55,000 円 55,000 円
経常費用(年間)※2	267,960 円	運営管理手数料	⑥事業主手数料 112,000 円 11,000 円×12 ヶ月 ⑦加入者手数料 52,800 円 440 円×10 名×12 ヶ月
		事務取次手数料	⑧事業主手数料 66,000 円 5,500 円×12 ヶ月 ⑨加入者手数料 13,200 円 110 円×10 名×12 ヶ月
		その他手数料	⑩収納代行手数料 3,960 円 330 円×12 ヶ月
			資産管理手数料 ※2 605 円 ※1

※1 1 年目の概算金額です。この金額は事業所全体の年金資産残高によって変動します。資産管理手数料の概算数値は年率 0.11%（税込）とし、掛金額に対する利率 0% で算出しています。

※2 経常費用には、年金資産の増減により変動する「資産管理手数料」は含めていません。

12-1 投資教育関連コンテンツ

投資教育のコンテンツは以下のとおりです。

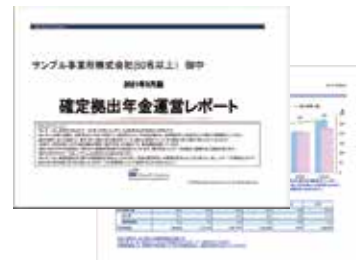
■投資教育動画



■加入者向けニュースレター



■事業主向け運用レポート



■加入者向け学習教材



■eラーニングサービス

■ロボアドバイザーサービス

次ページ以降をご覧ください



企業型を実施する事業主の投資教育実施義務について

確定拠出年金の実施事業主は、加入者に対して（継続）投資教育を実施することが「事業主の責務（努力義務）」として規定されています。

事業主は、従業員に対して投資教育を実施するにあたって、その提供方法を自社で決定し実施する必要があります。
しかしながら自前で準備するのは難しいというのが現状です。

当プランでは事業主に代わり、初期教育、継続教育を企業型加入者に提供します。



加入者

加入者サイトへログイン



適切に実施することにより、
加入者（従業員）の金融リテラシーが向上

サイト内で投資教育動画やニュースレターの閲覧が可能です。



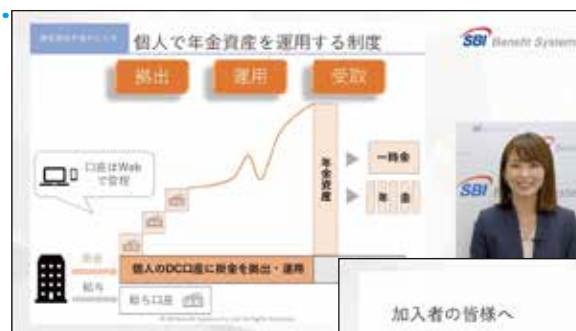
12-2 投資教育関連コンテンツ

● e ラーニングサービスについて

各分野ごとに経験豊富な講師による体系化された講座メニューを提供いたします。

加入者の方は DC に関する必要な基礎知識を、好きな時間に好きな場所で、ご自身のペースに合わせて効率的に学んでいただくことが可能です。

制度・年金リテラシー編



スマホ視聴にも
対応済み

運用リテラシー編



(※「制度・年金リテラシー編」より)
(※画面はイメージです)

✓ 10 分程度の
短い講義動画で
手軽に学習

✓ 単元履修後の
カンタンな確認テストで
理解度をチェック

✓ 企業担当者は
加入者の視聴状況を
一覧で把握可能

※投資教育(ロボアドバイザー、e ラーニング)サービスは別途費用が発生するものではありません。



12-3 投資教育関連コンテンツ

● ロボアドバイザーサービス「DC Doctor」について

SBI ベネフィット・システムズが開発したロボアドバイザーサービス「DC Doctor」は、確定拠出年金の資産形成を支援するため、加入者の資産運用に対するリスク許容度及び目標額にもとづいたポートフォリオ（資産構成割合および今後の掛金配分割合）の提示、運用成果のシミュレーション等の情報提供を行います。運用商品の選択やゴールの設定等に悩む資産運用に不安のある加入者にも安心してご利用いただけます。



サービス概要

■ 金融工学や投資理論にもとづいたポートフォリオ提案

加入者の資産運用に関する質問の回答によるリスク許容度診断と将来の目標額到達に必要な利回りから最適なポートフォリオをご提案します。

■ 運用商品の選択支援

運用商品の信託報酬、トータルリターン、シャープレシオなど 6 種類の選定基準をご用意しました。加入者のお好みの基準による運用商品のランキングを提示し、自分に合った運用商品を簡単にお選びいただけます。

■ 豊富なリスクシミュレーション機能

加入者が選択したポートフォリオの将来の資産見込額を予測するシミュレーションや過去の一定期間における運用実績シミュレーションなど、リスクを可視化した便利なシミュレーションをご利用いただけます。

■ 日々の運用状況が確認できるダッシュボード機能

パソコンやスマートフォンなどから、日々の資産残高、損益、利回り等の運用状況等がひと目で確認いただけます。

■ リバランス等の「お知らせ」通知機能

ポートフォリオのリスクが大きく変動（設定した資産配分割合が大きく変動）した場合、資産残高が設定した額に達した場合や設定した一定期間を経過した場合にメールやアプリ内のメッセージで通知します。

■ ゴールベースリスクアプローチ

将来の目標額の達成のため、加入者の目標利回りとリスク許容度に基づき、最適なポートフォリオを選択できます。また、行動経済学のプロスペクト理論を活用した運用状況のフィードバックが、長期の積立運用計画のロードスター（指標）をフォーカスし、加入者の目標達成をより適切に支援します。

12-4 投資教育関連コンテンツ

■PDCA サイクルによる資産運用管理を支援します(当アプリの画面イメージ)



PLAN

積立運用計画をたてる



DO

ポートフォリオと運用商品を選択



CHECK

運用状況をモニタリング



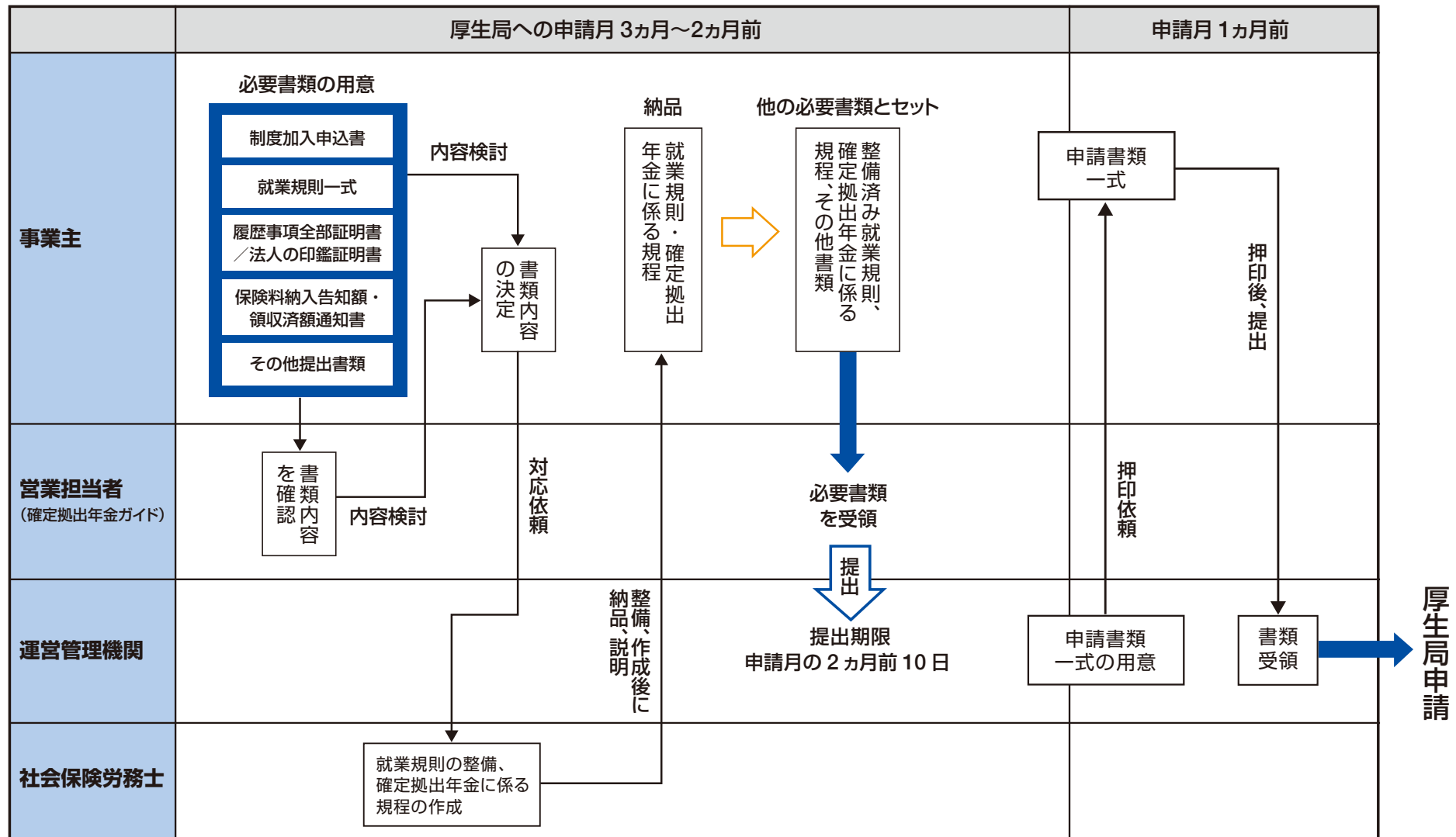
ACT

積立運用計画を見直す



13 就業規則等の厚生局承認について

就業規則や付随規程一式および「確定拠出年金に係る規程」の厚生局承認を得るため、それらの作成、整備は弊社が提携する社会保険労務士にご依頼ください。



14 必要書類のご案内

企業型年金規約の厚生局への承認申請にあたり、下記書類をご提出ください。

制度加入申込書 (excel ファイル)

制度加入にあたって必要な情報をご記入いただきます。

就業規則及び付随規程一式(確定拠出年金規程を含む)

編集可能な形式でご提出ください。従業員区分(契約社員や再雇用者など)ごとに別の定め(規則)があれば、それらも併せてご提出ください。

事前に提携社会保険労務士にて整備、作成された規程等と併せて、改めてご提出ください。

履歴事項全部証明書／法人の印鑑証明書

申請月の前月から起算して5か月以内の発行年月のものをご提出ください。

保険料納入告知額・領収済額通知書

申請月の前月から起算して3か月以内の発行年月のものをご提出ください。

例)4月導入の場合:1月申請のため10月発行分以降のもの
(右記参照)

お取引申込書付表作成ツール (excel ファイル)

資産管理機関に送付する「お取引申込書付表」を作成します。

法人等及び個人情報の取扱いに関する同意書

制度導入の際に提示される法人や個人の情報の扱いに関する同意をいただきます。

選択制確定拠出年金制度導入に伴う重要事項の確認書

選択制を導入する際、重要事項を確認のうえ、事業所代表者の方の署名・押印をいただきます。

- 企業型年金規約の承認申請は、厚生年金適用事業所の就業規則等、関連諸規程が整備されていることが条件となります。
- 「履歴事項全部証明書」「保険料納入告知額・領収済額通知書」の内容に変更があった場合、申請書類の修正や制度導入日の変更が生じる可能性がありますので、ご了承ください。
- 規程に不備がある場合、その内容によっては申請をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- 個人事業主の場合、必要書類が異なりますので、営業担当者にお問い合わせください。

15 制度導入までのスケジュール例

4月制度開始のスケジュール例

	～10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
事業主	導入の意思決定	提出期限 11月10日	従業員説明会 の開催	厚生局へ規約申請（制度導入月3カ月前末日）		加入者情報 の作成	制度開始	運用商品 選択	初回 掛金拠出
		必要書類提出 制度加入申込書 就業規則一式※ 履歴事項全部証明書 ／法人の印鑑証明書 保険料納入告知額・ 領収済額通知書 その他提出書類	従業員代表者 （または労働組合） の同意取得			（給与明細変更）		導入時 教育	初回 口座振替
営業担当者 （確定拠出年金 ガイド）	制度設計サポート	厚生局申請サポート						導入後オリエンテーション	
事務取次会社					事務運営 マニュアル 提供	導入前 事務手続き サポート			

※提携社労士による整備済の就業規則、確定拠出年金に係る規程をご提出いただきます。

16 SBIのぞみプランの概要

1	設立形態	・ 総合型：複数の会社が集まり同じ制度に参加する設立形態です。 代表事業主は、参加企業を代表して規約の申請、事務のとりまとめを行います。																				
2	加入資格	・ 原則 70 歳未満の厚生年金保険被保険者（民間企業の役員、従業員または私立学校の教職員）。ただし、企業により加入の上限は異なります。 ※前払い退職金との選択制により任意加入制度とすることも可能です。																				
3	掛金	・ 「3 制度設計について」に記載のある各種掛金設計が可能です。 法令上の拠出限度額は月額 55,000 円（その他の企業年金制度実施の場合、当該他制度掛金相当額を控除した額）です。 ・ 掛金は全額損金の対象となります。																				
4	資格喪失	・ 次に該当した場合、加入者は資格を喪失します。 ①企業型年金規約に定められた年齢に到達（事業所単位で原則 70 歳までの範囲で設定） ②退職 ③死亡																				
5	給付	1. 老齢給付金 原則 60 歳で受給権を取得します（通算加入者等期間 *1 が 10 年に満たない場合は最長 65 歳までスライド） 一時金もしくは年金を選択します。年金種類は 5 年・10 年・15 年・20 年の 4 種類です。 <table><tr><td>通算加入者等 期間別の受取 開始年齢</td><td>通算加入者等期間</td><td>受取開始年齢</td><td>通算加入者等期間</td><td>受取開始年齢</td></tr><tr><td></td><td>10 年以上</td><td>60 歳</td><td>4 年～6 年未満</td><td>63 歳</td></tr><tr><td></td><td>8 年～10 年未満</td><td>61 歳</td><td>2 年～4 年未満</td><td>64 歳</td></tr><tr><td></td><td>6 年～8 年未満</td><td>62 歳</td><td>2 年未満</td><td>65 歳</td></tr></table> 60 歳以上での新規加入（通算加入者等期間 *1 が無い方）は、加入日から 5 年経過した日以降、受給可能となります。 2. 障害給付金 所定の障害状態となった場合、一時金もしくは年金の受給権を取得します。 3. 死亡一時金 加入者が死亡した場合、個人別管理資産額を規約に定める遺族に給付します。 4. 脱退一時金 確定拠出年金は原則、60 歳未満での途中引き出しはできません。ただし、「個人別管理資産額が 1.5 万円以下の者」や「国民年金保険料免除者または日本国内に住所を有しない外国籍の方で、個人別管理資産額が 25 万円以下もしくは掛金拠出期間が 5 年以下の者」は、所定の条件を全て満たす場合のみ、脱退一時金を請求できます。	通算加入者等 期間別の受取 開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢		10 年以上	60 歳	4 年～6 年未満	63 歳		8 年～10 年未満	61 歳	2 年～4 年未満	64 歳		6 年～8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳
通算加入者等 期間別の受取 開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢																		
	10 年以上	60 歳	4 年～6 年未満	63 歳																		
	8 年～10 年未満	61 歳	2 年～4 年未満	64 歳																		
	6 年～8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳																		
6	中途退職時の取扱い	・ 加入者が中途退職した場合、加入者自身が個人別管理資産の移換手続きを行います。 ①転職時 転職先の企業型確定拠出年金制度に移換するか、制度が無い場合には個人型もしくは通算企業年金へ移換します。 ②自営業者や専業主婦など 個人型へ移換します。																				
7	税制	・ 会社が拠出した事業主掛金は全額損金となります。 ・ 投資信託の売却益・配当益、銀行の定期預金の利息は非課税となります。 ・ 老齢給付金の一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除の対象となります。 ※個人別管理資産に掛かる特別法人税は現時点では、2026 年 3 月末まで凍結されています。																				
8	運用指図方法	お手続きは WEB もしくはコールセンターで行います。 ・ 掛金の配分の変更 ・ 運用商品の変更（スイッチング）																				

*1 企業型と個人型それぞれの加入者期間と運用指図者期間を通算した期間です。対象の期間は 60 歳到達までとなります。

17-1 よくあるご質問(Q&A)

Q1

加入者1名でも企業型を導入できますか？

A1

確定拠出年金法では企業型の設立に人数要件はありません。厚生年金の適用事業所であれば導入可能です。SBIベネフィット・システムズは独自システムの採用により、コスト、採算等による人数の制限は行っておりません。

Q2

役員も企業型に加入できますか？

A2

原則 70 歳未満の厚生年金保険被保険者であれば、役職に関係なく社長や役員でも加入できます。もちろん、掛け金は全額損金計上できます。※加入している事業所の取扱いにより加入可能年齢の上限が異なります。

Q3

役員のための企業の場合、個人型と企業型ではどちらがメリットが大きいですか？

A3

役員が厚生年金の被保険者の場合、個人型の拠出限度額は月額 23,000 円となります。一方、企業型では月額 55,000 円と倍以上の掛金を拠出できます。さらに企業型で拠出する掛金は損金となり、個人の給与収入とはならないため、社会保険料の算定基礎からも外れます。これらの税効果、社会保険料の負担軽減効果が見込める場合、役員のための加入であっても企業型のメリットは大きいと言えます。

Q4

個人型の年金資産を企業型へ移換できますか？

A4

企業型の加入資格を取得し、企業型で掛金を拠出する加入者は、個人型の運用商品を一旦全部売却し、現金化した後に企業型へ移換できます。なお、自身の資産を企業型に移換せずに個人型に残して、個人型運用指図者となる事も本人の希望に応じて可能です。

Q5

具体的な税制メリットについて教えてください

A5

会社が負担する掛金は全額損金の対象となります。掛金は個人の確定拠出年金口座に積み立てられますが、個人の所得とは見做されません(所得税法による)。原則、60 歳以降に受給権を取得し受給開始した時に初めて所得となります。さらに、一時金受取を選択した場合は退職所得として退職所得控除の対象、年金受取を選択した場合は雑所得として公的年金等控除の対象となります。

Q6

確定拠出年金の掛金が社会保険料や所得税等の算定基礎とならない根拠を教えてください

A6

確定拠出年金の掛金は、確定拠出年金法上「事業主掛金」と定義されます。拠出された「事業主掛金」は、所得税法施行令 64 条により会社が加入者の確定拠出年金口座に掛金を拠出して加入者の所得とならないと規定されています。確定拠出年金口座に拠出された掛金は加入者に財産権がある資産ですが、実際には受給権が発生する原則 60 歳以降まで受け取ることができません。このため、所得となるのは受給権が発生する原則 60 歳以降となり、それまで課税が繰り延べられます。掛金に対して社会保険料が掛からない根拠は、社会保険料の算定対象となる所得が拠出時点では発生していないとみなされているためです。

Q7

給与の一部を減額し掛金原資とする「選択制」では、拠出される掛金が社会保険料の算定対象に含まれず、結果、社会保険料が下がるケースがあります。社会保険料が下がることの不利はありますか？

A7

社会保険料が下がることにより、将来支給される「老齢厚生年金」の額が減少する可能性があります。同様の理由から、健康保険、雇用保険における給付額が減額となる可能性があります。

<計算例> 加入者年齢 30 歳(掛金拠出後の給与月額 24 万円)で 60 歳まで毎月 1 万円の掛金拠出をする場合(勤務先: 東京都)

保険種類	支給金種類	減額見込額※
厚生年金保険	老齢厚生年金	39,464 円(1 年当たり)
健康保険	出産手当金	447 円(1 日当たり)
	傷病手当金	447 円(1 日当たり)
雇用保険	育児休業給付金	223 円(育児休業開始日から 180 日目まで) (いずれも 1 日当たり)
	介護休業給付金	167 円(育児休業開始日から 181 日目以降)
		223 円(1 日当たり)

※現在の法令等に基づいた概算値であり、実際の金額とは異なる場合があります。

17-2 よくあるご質問(Q&A)

Q8 掛金の積み立てを停止することはできますか？	A8 原則、掛金の積み立てを停止することはできません。ただし、休職期間、育児・介護休業期間中(共に会社都合以外の事由の場合に限る)のうち無給の期間については、規約に定めることで掛金の積み立てを停止できます。
Q9 掛金の拠出を希望する従業員のみ加入とすることはできますか？	A9 給与の一部を減額し掛金原資とする「選択制」であれば、希望者のみ加入が可能となります。希望しない従業員は前払金として給与に併せて受け取ります。
Q10 年金資産の引き出しはできますか？	A10 年金資産は「60 歳以上の資格喪失年齢到達または資格喪失事由に該当し老齢給付金の受給権を取得したとき」「障害の認定」「死亡」以外での、途中引き出しは原則認められていません。
Q11 自己破産した場合の年金資産の取り扱いを教えてください	A11 確定拠出年金法第 32 条では、「給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。」と定められており、会社破綻時に自己破産しても、最低限の老後資金を保全することができます。中小企業の経営者の場合、銀行の借入に個人保証するケースが多いため、経営者の有効な防衛手段となります。
Q12 60 歳以上の社員が企業型に加入する事は可能ですか？	A12 原則 70 歳未満の厚生年金保険被保険者は企業型への加入が可能です。ただし、実際の加入年齢の上限は企業型年金規約や各社の規程の定めに応じて決定されます。
Q13 老齢給付金の請求は受給可能年齢に達した後、直ぐに手続きをすべきですか？	A13 受給可能となった日から 75 歳の誕生日の 2 日前までは、いつでもご請求可能です。 ただし、老齢給付金の請求を行わないで 75 歳に達したときは、資産管理機関が記録関連運営管理機関の裁定に基いて、老齢給付金の支給を行います。
Q14 「指定運用方法」とは何ですか？	A14 掛金に対する運用指図(配分指定)がないまま、一定期間経過すると自動的に購入される商品で、年金規約にて定められます。 拠出された掛金に対し運用指図が行われないと、待機資金として管理されます。通常、加入者が 3 カ月以上(特定期間と言います)にわたって自身で掛金の配分設定をしなかった場合は、運営管理機関より運用指図の設定を行うよう督促がなされます。 その後、さらに 2 週間以上の猶予期間を経ても運用指図が無い場合、「指定運用方法」の商品が自動的に購入されます。
Q15 ポータビリティとはどのようなことですか？	A15 確定拠出年金制度におけるポータビリティとは、現在加入している制度で積み立てた資産を勤務先や就業等の状況に応じて、他の確定拠出年金制度に持ち運ぶことを指します。 60歳以降に老齢給付金が受給可能な企業型に加入している加入者が、受給年齢到達前の転職または中途退職により加入資格を喪失する場合、これまで積み立てた年金資産を転職先の企業型制度もしくは個人型や通算企業年金に移換して運用を継続できます。 次ページの「中途退職した場合の選択肢」をご参照ください。

中途退職した場合の選択肢(ポータビリティ)

退職後の
お手続きの流れ

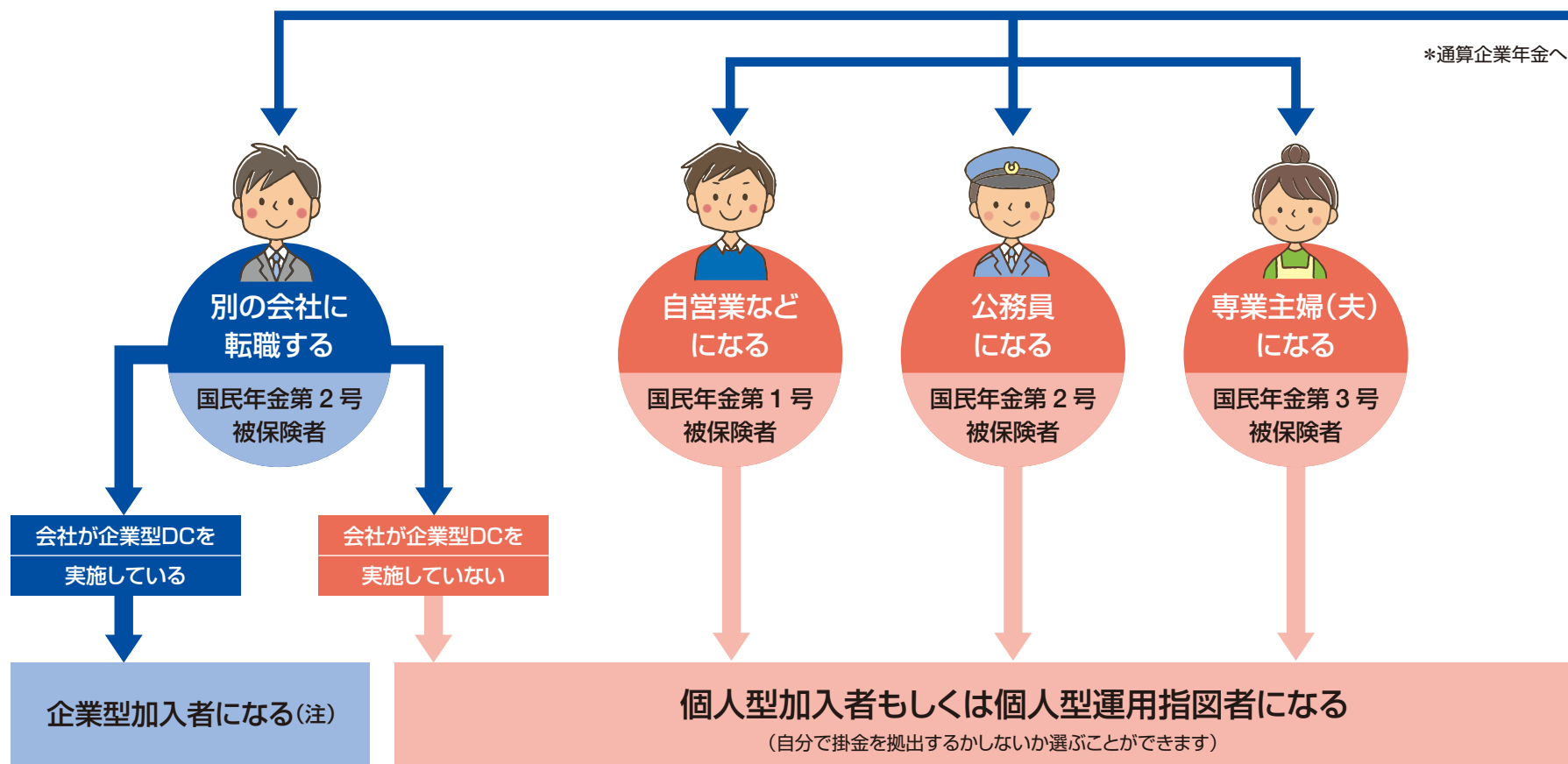
退職後、運営管理機関より
説明書類が自宅へ届きます。

退職後の資産移換手続きは
自分で行う必要があります。

退職後、6ヶ月以内に
手続きしましょう。

※退職後、6ヶ月以内に手続きをしなかった場合、国民年金基金連合会へ自動移換され管理手数料が資産から控除されます。

*通算企業年金への移換も可能です。



(注)・企業型の加入者となった場合でも、個人型の併用が原則可能です。

・企業型確定拠出年金に加入資格がない場合、もしくは加入する事を選択しなかった場合は前職の年金資産を個人型に移換し、個人型の加入者または運用指図者となることができます。
企業型と個人型に同時加入した場合は、年金資産の移換先を選択することができます。

「SBIのぞみプラン」導入にあたっての注意点

「SBIのぞみプラン」は確定拠出年金法に基づく企業型年金制度となります。
導入にあたっては、必ず下記の注意点をご確認ください。

- ◆ 確定拠出年金で積み立てられた年金資産は、60歳以降で受給権を取得するまで引き出しをすることはできません。
(法令上の脱退一時金の請求要件を満たした場合、加入者の死亡もしくは所定の障害状態となった場合を除きます。)
- ◆ 掛金は毎月所定日にご指定の口座より口座振替となります。法令上、未納分の追納はできませんのでご注意ください。
- ◆ 掛金が2か月連続で口座振替されない場合、制度を脱退いただきますので、予めご了承ください。
- ◆ 法令上、加入者への運用に関する基礎的な投資教育、継続教育は、制度を実施する事業主の責務となります。
- ◆ 企業管理者が使用する管理者サイトは、対応するインターネットブラウザ(*)がマイクロソフト社 Windows を OS(オペレーティングシステム)とする Microsoft Edge もしくは Google Chrome のみとなります。
その他の OS、ブラウザはご利用できませんのでご注意ください。
* インターネット上のウェブ ページの情報を画面上に表示するための閲覧ソフト
- ◆ 加入者のご登録作業にマイクロソフト社の Microsoft Excel(Windows デスクトップ版)を使用します。
その他の代替ソフトは動作しませんのでご注意ください。

当パンフレットは、作成日時点における信頼できる情報に基づいて作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。今後、外部環境の変化、法令や税制等の改定により、取扱内容が変更される場合があります。また、会計、税務、法律面の取り扱いにつきましては、各専門家にご確認のうえ、自らご判断ください。

SBIのぞみプランに関するお問い合わせ

代表事業主
株式会社DCアライブ

☎ 06-7777-2550

営業時間：平日 10:00 ～ 17:00(祝日、年末年始除く)

